

地域再犯防止推進事業(山口県委託事業)

山口県地域再犯防止推進モデル事業
成果報告書

令和3年3月

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

目次

はじめに

I 成果報告書

1 事業実施団体名	1
2 事業名称		
3 事業の目的		
4 事業実施の背景		
5 取組実績		
6 成果	3
7 効果検証実施結果	4
※支援者分析事例	20

II 参考資料

1 普及啓発パンフレット	25
2 再犯防止ポータルサイト周知用チラシ	27

はじめに

この報告書は、法務省の「地域再犯防止推進モデル事業」で採択された内容に基づき、山口県社会福祉協議会が山口県から委託を受けて事業実施し、その内容を報告書としてまとめたものです。

本モデル事業では、高齢者又は障害のある犯罪をした人等の再犯防止に関する取組みとして、刑事司法手続きの各段階からの社会復帰について、これまで支援が行き届いていなかった「検察段階での起訴猶予者や執行猶予者等への支援」「特別調整に準ずる者への支援」「保護観察期間が終了した者への支援」の3つの流れに対し、地域生活定着支援センターの特別調整のノウハウや地域福祉のネットワークを活かし、帰住先の確保や福祉サービス等の利用調整に係る支援を実施しました。併せて、全県的な再犯防止に関する理解促進や普及啓発、民間協力者への活動支援を目的とした再犯防止推進ポータルサイトを作成し、関係機関への周知を行いました。

支援を実施する中で、対象者の多くが生活困窮や健康上の問題、アルコール依存など多くの課題を抱え、それらが複合的に重なり合っていること、身近な支援者がおらず地域で孤立している実態などが改めて浮き彫りとなりました。地域で継続した息の長い支援を行っていくためには、司法、福祉、行政機関等、支援に関わる多くの関係機関の連携・協働が不可欠です。

事業の効果検証においては、相談から支援開始までの十分な時間の確保や身元保証人・緊急連絡先の必要性等、様々な課題が明らかとなりました。一方で、関係機関による速やかな対応により、帰住先確保及び福祉サービス利用が可能となり、安定した地域生活につながったケースもあり、そうした有益であった取組と併せて、今後も関係機関で共有・検討を続けながら、支援に必要な仕組みづくりに取り組んでいきたいと思えます。

本報告書が、再犯防止に向けた関係機関の方々の今後の取組の参考として御活用いただければ幸いです。

令和3年3月

社会福祉法人山口県社会福祉協議会

山口県地域再犯防止推進モデル事業成果報告書

1 事業実施団体名

山口県

2 事業名称

山口県地域再犯防止推進事業

3 事業の目的

- (1) 犯罪をした人等の刑事司法手続きの各段階からの社会復帰について、これまで福祉的支援が行き届いていなかった3つの流れに対して、地域生活定着支援センター（県社会福祉協議会）の特別調整のノウハウや地域福祉のネットワークを活かし、息の長い支援を行うことにより、円滑な地域定着を図り、再犯を防止する。
- (2) 再犯防止に向けた施策や取組みに対する関係機関や県民等への理解促進のため、効果的な情報の発信を行う。

4 事業実施の背景

- (1) 「犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする」との再犯防止推進法の基本理念を踏まえた息の長い支援を行うにあたり、刑事司法手続きから社会復帰への流れのうち、支援が行き届いていない3つの流れ、1「検察段階での起訴猶予者や執行猶予者等への支援(以下、【ルート①】)」、2「特別調整に準ずる人への支援(以下、【ルート②】)」、3「保護観察期間が終了した人への支援(以下、【ルート③】)」が課題となっていた。
- (2) 行政機関も含め、全県的な再犯防止の取組に対する理解が進んでいないために、円滑な支援が行えていない状況があった。

5 取組実績

(1) 取組内容①

【ルート①：検察段階での起訴猶予者や執行猶予者等への支援】

山口県地域生活定着支援センターを運営する山口県社会福祉協議会内に、新たに専門スタッフ3名(専門嘱託1名及び臨時2名)を雇用し、地域生活定着支援センターのプロパー職員4名による計7名体制により、不起訴処分及び執行猶予となった者等のうち、高齢又は障害等を理由として福祉的支援が必要と山口地方検察庁が認めた者に対して、帰住先確保等への支援や福祉サービス等を利用するための行政窓口などへのつなぎ支援を実施した。

事業実施主体：山口県(山口県社会福祉協議会への再委託)

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①検察段階での起訴猶予者や執行猶予者等への支援数	人	目標	—	5	5	
		実績	—	5	5 (12月末現在)	

(2) 取組内容②

【ルート②：特別調整に準ずる者への支援】

山口県地域生活定着支援センターを運営する山口県社会福祉協議会内に、新たに専門スタッフ3名(専門嘱託1名及び臨時2名)を雇用し、地域生活定着支援センターのプロパー職員4名による計7名体制により、現行の特別調整の対象者ではないが、社会復帰後の帰住先が決まっていない者、更生保護施設ないし自立準備ホームに帰住する予定の者のうち、中国管内の矯正施設との連携の下、福祉的支援が必要と山口保護観察所が認めた者に対して、矯正施設入所中から帰住先確保等の福祉的支援を実施した。

事業実施主体：山口県(山口県社会福祉協議会への再委託)

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①特別調整に準ずる者への支援数	人	目標	—	5	5	新型コロナウイルス感染症対応のため一時面会等休止
		実績	—	5	3 (12月末現在)	

(3) 取組内容③

【ルート③：保護観察期間が終了した者への支援】

山口県地域生活定着支援センターを運営する山口県社会福祉協議会内に、新たに専門スタッフ3名(専門嘱託1名及び臨時2名)を雇用し、地域生活定着支援センターのプロパー職員4名による計7名体制により、次の支援を実施した。

山口保護観察所と連携の下、保護観察期間終了後の再犯を防止するために福祉的支援が必要であると山口保護観察所が認めた者に対して、保護観察期間終了前から帰住先確保等の福祉的支援を実施した。

また、山口保護観察所、更生保護サポートセンターと連携の下、保護観察期間終了後の再犯を防止するために福祉サービス等の利用が必要であると山口保護観察所が認めた者に対して、福祉サービス等を利用するための相談窓口等へのつなぎ支援(支援対象者への相談窓口の連絡先等の情報提供等)及び、日常生活上の相談(生活福祉資金や地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用等)を実施した。

事業実施主体：山口県(山口県社会福祉協議会への再委託)

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①保護観察期間が終了した者への支援数	人	目標	—	5	5	新型コロナウイルス感染症対応のため一時面会等休止
		実績	—	5	1 (12月末現在)	

(4) 取組内容④

【情報発信：再犯防止に関する普及啓発と民間協力者の活動支援】

全県的な再犯防止への理解促進を図るために、取組に関する普及啓発や、保護司等民間協力者の活動支援を目的とする「再犯防止」に関するポータルサイトを作成した。

事業実施主体：山口県(山口県社会福祉協議会への再委託)

活動指標	単位	区分	H30年度	R1年度	R2年度	特記事項
①センター問合せ件数(再犯防止推進ポータルサイトの閲覧数)	件	目標	—	200	200	・ポータルサイト閲覧数14,441件(12月末現在)
		実績	—	216	428 (12月末現在)	

6 成果

(1) 成果目標

新受刑者中の再入者数及び再入者率(犯行時に山口県に居住し、各年中に入所した受刑者のうち、再入者の数及び割合)を減少させるため、刑事司法手続きの各段階で、必要な福祉的支援につなげる。

(2) 成果目標達成状況(R2.12月末現在)

成果指標	単位	H30年度	R1年度	R2年度	備考
①起訴猶予者や執行猶予者等のうち、帰住先の確保及び福祉サービス等の利用に至った者の割合	%	—	100 (75)	100 (50)	依頼取り下げ分を除く
②特別調整に準ずる者のうち、帰住先の確保及び福祉サービス等の利用に至った者の割合	%	—	100 (75)	100 (50)	依頼取り下げ分、R2.11月支援開始分を除く
③保護観察期間が終了した者のうち、帰住先の確保及び福祉サービス等の利用に至った者の割合	%	—	100 (100)	100 (100)	依頼取り下げ分を除く
④実施目標に対しての問合せの割合	%	—	108	214	

※()は帰住先の確保に加え、福祉サービス等の利用が必要であると認められたため、当該サービス等を利用した者の割合

※ 成果指標設定理由

県内在住者の再犯者数・再入者率の減少に向け、刑事司法手続きの各段階からの社会復帰における必要な福祉的支援の実施状況を把握するため。

(3) 成果指標以外の成果

①山口県及び県内市町における再犯防止計画書の策定(2020年3月現在)

- ・山口県「山口県再犯防止推進計画書」
- ・山口県内市町「再犯防止推進計画書」(下関市、宇部市、山口市、下松市)

②山口県内市町における今後の再犯防止計画書策定予定

- ・2020年度策定予定（防府市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、和木町、平生町）

(4) 最終成果物

- ・山口県地域再犯防止推進モデル事業成果報告書
- ・山口県再犯防止推進ポータルサイト
【URL:<https://saihanboushi-yamaguchi.jp/>】
- ・山口県再犯防止推進普及パンフレット
- ・山口県再犯防止ポータルサイト周知用ポスター・チラシ
- ・山口県及び県内市町「再犯防止推進計画書」

7 効果検証実施結果

(1) 効果検証実施方法

① 運営方法

ア 事業運営体制

(ア) 地域生活定着支援センター

a) 職員数

職名	人数
センター長(兼任)	1
職員(専任)	4
職員(兼任)	2
合計	7

b) 在籍年数

年数	人数
1年未満	3
1年以上2年未満	2
2年以上3年未満	1
3年以上4年未満	1
合計	7

c) 研修受講の有無

研修名	人数
地域生活定着支援センター初任職員研修	3
知的障害のある犯罪行為者への支援を学ぶ研修会	2

(イ) モデル事業推進チーム会議

構成機関：県、山口地方検察庁、広島矯正管区、山口刑務所、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、山口少年鑑別所、山口保護観察所、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会、県保護司会連合会、県更生保護女性連盟、県更生保護施設連盟

実施状況：年3回開催（令和元年度：令和元年6月、9月、令和2年3月）
（令和2年度：令和2年5月、9月、令和3年2月）

(ウ) 県再犯防止関係機関連絡会議

構成機関：県、県内19市町、山口地方検察庁、広島矯正管区、山口刑務所、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、山口少年鑑別所、山口保護観察所、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会、県保護司会連合会、県更生保護女性連盟、県更生保護施設連盟

実施状況：年1回開催（令和元年度：令和元年10月）

（令和2年度：令和2年11月）

（エ） 効果検証会議

構成機関：県、山口地方検察庁、広島矯正管区、山口刑務所、岩国刑務所、美祢社会復帰促進センター、山口少年鑑別所、山口保護観察所、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会、県保護司会連合会、県更生保護女性連盟、県更生保護施設連盟

実施状況：（令和2年度：令和2年11月）

イ 情報提供の方法（ルート及び必要期間）

（ア） ルート①

a) 相談受付から釈放日までの期間

【R1年度】

期間	件数
1週間未満	1
1週間以上2週間未満	0
2週間以上3週間未満	2
3週間以上4週間未満	0
1か月以上2か月未満	1
その他(依頼取り下げ)	1
合計	5

【R2年度】 ※R2.12月末現在

期間	件数
1週間未満	2
1週間以上2週間未満	2
2週間以上3週間未満	0
3週間以上4週間未満	0
1か月以上2か月未満	0
その他(依頼取り下げ)	1
合計	5

b) 情報提供の内容

【R1年度】

種類	件数
個人票	2
戸籍等親族関係	2
領置品、所持金等	2
年金照会、通帳履歴等	2
医療関係(診断書、鑑定結果等)	3
その他(障害者手帳等)	3
その他(ケース概要等)	2

※複数回答有

【R2年度】

種類	件数
個人票	4
戸籍等親族関係	2
領置品、所持金等	0
年金照会、通帳履歴等	0
医療関係(診断書、鑑定結果等)	0
その他(障害者手帳等)	1
その他(ケース概要等)	2

※複数回答有

c) 相談依頼ルート

【R1年度】

機関	件数
検察庁	3
弁護士→検察庁	2
合計	5

【R2年度】

機関	件数
検察庁	4
弁護士→検察庁	1
合計	5

(イ) ルート②

a) 相談受付から刑期満了日までの期間

【R 1 年度】

期間	件数
3 か月未満	0
3 か月以上 4 か月未満	1
4 か月以上 5 か月未満	1
5 か月以上 6 か月未満	2
6 か月以上	0
その他(依頼取り下げ)	1
合計	5

【R 2 年度】

期間	件数
3 か月未満	0
3 か月以上 4 か月未満	1
4 か月以上 5 か月未満	0
5 か月以上 6 か月未満	1
6 か月以上	1
その他(依頼取り下げ)	0
合計	3

b) 情報提供の内容

【R 1 年度】

種類	件数
個人票	3
身上調査書	4
戸籍等親族関係	2
領置品、所持金等	3
年金照会、通帳履歴等	2
CAPAS、長谷川式検査結果等	3
面談記録(社会福祉士、保護観察所等)	4
医療情報(診断書等)	2

※複数回答有

【R 2 年度】

種類	件数
個人票	2
身上調査書	3
戸籍等親族関係	2
領置品、所持金等	0
年金照会、通帳履歴等	0
CAPAS、長谷川式検査結果等	2
面談記録(社会福祉士、保護観察所等)	2
医療情報(診断書等)	1

※複数回答有

c) 相談依頼ルート

【R 1 年度】

機関	件数
矯正施設→保護観察所	4
保護観察所	1
合計	5

【R 2 年度】

機関	件数
矯正施設→保護観察所	2
保護観察所	1
合計	3

(ウ) ルート③

a) 相談受付から仮釈放日までの期間

a') 相談受付から刑期満了日までの期間

【R 1 年度】

期間	a) 件数	a') 件数
1 か月未満	2	0
1 か月以上 2 か月未満	2	0
2 か月以上 3 か月未満	0	1
3 か月以上 4 か月未満	0	0
4 か月以上 5 か月未満	0	1
5 か月以上 6 か月未満	0	1
6 か月以上	0	1
その他(依頼取り下げ)	1	1
合計	5	5

【R 2 年度】

期間	a) 件数	a') 件数
1 か月未満	1	0
1 か月以上 2 か月未満	0	1
2 か月以上 3 か月未満	0	0
3 か月以上 4 か月未満	0	0
4 か月以上 5 か月未満	0	0
5 か月以上 6 か月未満	0	0
6 か月以上	0	0
その他(依頼取り下げ)	0	0
合計	1	1

b) 情報提供の内容

【R 1 年度】

種類	件数
個人票	2
身上調査書	4
戸籍等親族関係	1
所持品、領置金等	1
年金照会、通帳履歴等	1
CAPAS、長谷川式検査結果等	2
面談記録(社会福祉士、保護観察所等)	2
医療情報(診断等)	1
その他(身上申告書、仮釈放決定通知書等)	1
その他(障害者手帳等)	1

※複数回答有

【R 2 年度】

種類	件数
個人票	0
身上調査書	1
戸籍等親族関係	0
所持品、領置金等	0
年金照会、通帳履歴等	0
CAPAS、長谷川式検査結果等	0
面談記録(社会福祉士、保護観察所等)	0
医療情報(診断等)	0
その他(身上申告書、仮釈放決定通知書等)	0
その他(障害者手帳等)	0

※複数回答有

c) 相談依頼ルート

【R 1 年度】

機関	件数
矯正施設→保護観察所	1
保護観察所	4
合計	5

【R 2 年度】

機関	件数
矯正施設→保護観察所	0
保護観察所	1
合計	1

② 支援方法

ア 支援対象者の属性

(ア) ルート①

【R 1 年度】

種別	件数
高齢	2
障害(知的)	0
障害(精神)	3
障害(身体)	0
合計	5

【R 2 年度】

種別	件数
高齢	4
障害(知的)	1
障害(精神)	0
障害(身体)	0
合計	5

【R 1 年度】

性別	件数
男	5
女	0
合計	5

【R 2 年度】

性別	件数
男	5
女	0
合計	5

【R 1 年度】

年代	件数
10代	0
20代	2
30代	0
40代	1
50代	0
60代	1
70代	1
80代	0
合計	5

【R 2 年度】

年代	件数
10代	0
20代	0
30代	1
40代	0
50代	0
60代	2
70代	1
80代	1
合計	5

【R 1 年度】

依頼時の状態	件数
身柄拘束	5
在宅事件	0
判決後	0
矯正施設入所中	0
矯正施設出所後	0
合計	5

【R 2 年度】

依頼時の状態	件数
身柄拘束	5
在宅事件	0
判決後	0
矯正施設入所中	0
矯正施設出所後	0
合計	5

【R 1 年度】

障害/要介護の状態（依頼時）	件数
療育手帳	0
精神障害者保健福祉手帳	2
身体障害者手帳	1
障害支援区分	0
自立支援医療費制度利用	0
要介護認定	0
合計	3

【R 2 年度】

障害/要介護の状態（依頼時）	件数
療育手帳	1
精神障害者保健福祉手帳	0
身体障害者手帳	0
障害支援区分	0
自立支援医療費制度利用	1
要介護認定	0
合計	2

※複数回答有

【R 1 年度】

罪名	件数
窃盗	4
強制わいせつ	1
有印私文書偽造同行使	0
詐欺	0
傷害、暴行	0
住居、邸宅侵入	0
その他	0
合計	5

【R 2 年度】

罪名	件数
窃盗	4
強制わいせつ	0
有印私文書偽造同行使	0
詐欺	0
傷害、暴行	0
住居、邸宅侵入	1
その他	0
合計	5

(イ) ルート②

【R 1年度】

種別	件数
高齢	4
障害（知的）	1
障害（精神）	1
障害（身体）	0
合計	6

※疑い含む、複数回答有

【R 2年度】

種別	件数
高齢	2
障害（知的）	0
障害（精神）	1
障害（身体）	0
合計	3

※疑い含む

【R 1年度】

性別	件数
男	4
女	1
合計	5

【R 2年度】

性別	件数
男	2
女	1
合計	3

【R 1年度】

年代	件数
10代	1
20代	0
30代	0
40代	0
50代	0
60代	0
70代	3
80代	1
合計	5

【R 2年度】

年代	件数
10代	0
20代	0
30代	0
40代	1
50代	0
60代	0
70代	2
80代	0
合計	3

【R 1年度】

依頼時の状態	件数
身柄拘束	0
在宅事件	0
判決後	0
矯正施設入所中	5
矯正施設出所後	0
合計	5

【R 2年度】

依頼時の状態	件数
身柄拘束	0
在宅事件	0
判決後	0
矯正施設入所中	3
矯正施設出所後	0
合計	3

【R 1年度】

障害/要介護の状態（依頼時）	件数
療育手帳	0
精神障害者保健福祉手帳	0
身体障害者手帳	0
障害支援区分	0
要介護認定	0
合計	0

【R 2年度】

障害/要介護の状態（依頼時）	件数
療育手帳	0
精神障害者保健福祉手帳	0
身体障害者手帳	0
障害支援区分	0
要介護認定	0
合計	0

【R 1 年度】

罪名	件数
窃盗	4
強制わいせつ	0
有印私文書偽造同行使	1
詐欺	1
傷害、暴行	1
住居、邸宅侵入	0
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	0
その他	0
合計	7

※複数回答有

【R 2 年度】

罪名	件数
窃盗	1
強制わいせつ	0
有印私文書偽造同行使	0
詐欺	1
傷害、暴行	0
住居、邸宅侵入	0
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律	1
その他	0
合計	3

(ウ) ルート③

【R 1 年度】

種別	件数
高齢	3
障害（知的）	0
障害（精神）	1
障害（身体）	2
合計	6

※疑い含む、複数回答有

【R 2 年度】

種別	件数
高齢	0
障害（知的）	1
障害（精神）	0
障害（身体）	0
合計	1

【R 1 年度】

性別	件数
男	3
女	2
合計	5

【R 2 年度】

性別	件数
男	1
女	0
合計	1

【R 1 年度】

年代	件数
10代	0
20代	0
30代	0
40代	0
50代	0
60代	2
70代	2
80代	1
合計	5

【R 2 年度】

年代	件数
10代	0
20代	1
30代	0
40代	0
50代	0
60代	0
70代	0
80代	0
合計	1

【R1年度】

依頼時の状態	件数
身柄拘束	0
在宅事件	0
判決後	0
矯正施設入所中	4
矯正施設出所後	1
合計	5

【R2年度】

依頼時の状態	件数
身柄拘束	0
在宅事件	0
判決後	0
矯正施設入所中	1
矯正施設出所後	0
合計	1

【R1年度】

障害/要介護の状態(依頼時)	件数
療育手帳	0
精神障害者保健福祉手帳	0
身体障害者手帳	1
障害支援区分	0
要介護認定	0
合計	1

【R2年度】

障害/要介護の状態(依頼時)	件数
療育手帳	1
精神障害者保健福祉手帳	0
身体障害者手帳	0
障害支援区分	0
要介護認定	0
合計	1

【R1年度】

罪名	件数
窃盗	4
強制わいせつ	1
有印私文書偽造同行使	0
詐欺	0
傷害、暴行	1
住居、邸宅侵入	1
その他	0
合計	7

【R2年度】

罪名	件数
窃盗	1
強制わいせつ	0
有印私文書偽造同行使	0
詐欺	0
傷害、暴行	0
住居、邸宅侵入	1
その他	0
合計	2

※複数回答有

※複数回答有

イ 支援の種類

(ア) ルート①

【R1年度】

帰住先	釈放直後	2ヵ所目以降
更生保護施設	3	0
自宅、アパート	0	0
養護老人ホーム	0	1
軽費老人ホーム	0	1
救護施設	0	0
精神科病院	1	0
病院(療養型含む)	0	0
その他 (依頼取り下げ、支援終了)	1	1
合計	5	3

【R2年度】

帰住先	釈放直後	2ヵ所目以降
更生保護施設	3	0
自宅、アパート	1	0
養護老人ホーム	0	0
軽費老人ホーム	0	0
救護施設	0	0
精神科病院	0	0
病院(療養型含む)	0	0
その他 (依頼取り下げ、支援終了)	1	1
合計	5	1

【R1年度】

利用調整した福祉サービス等	件数
施設入所	2
訪問介護	0
訪問看護	0
通所介護	0
通所リハビリテーション	0
訪問診療	0
配食サービス	0
就労移行・就労支援	0
日常生活自立支援事業	0
その他	1
合計	3

【R2年度】

利用調整した福祉サービス等	件数
施設入所	0
訪問介護	0
訪問看護	0
通所介護	0
通所リハビリテーション	0
訪問診療	0
配食サービス	0
就労移行・就労支援	1
日常生活自立支援事業	0
その他	1
合計	2

【R1年度】

連携した関係機関	件数
市町行政	4
地域包括	2
相談支援事業所	0
市町社協	0
生活困窮者相談窓口	1
高齢分野事業所	2
障害分野事業所	2
救護施設	1
検察庁	5
弁護士	1
警察署	2
矯正施設	0
保護観察所	3
更生保護施設	3
医療機関	4
法テラス	1
その他	3
合計	34

【R2年度】

連携した関係機関	件数
市町行政	3
地域包括	2
相談支援事業所	1
市町社協	0
生活困窮者相談窓口	1
高齢分野事業所	2
障害分野事業所	0
救護施設	1
検察庁	4
弁護士	2
警察署	1
矯正施設	0
保護観察所	3
更生保護施設	3
医療機関	3
法テラス	0
その他	5
合計	31

【R1年度】

障害/介護保険申請（支援中）	件数
要介護認定申請（基本チェックリスト含）	0
各障害者手帳申請	0
障害支援区分	0
合計	0

【R2年度】

障害/介護保険申請（支援中）	件数
要介護認定申請（基本チェックリスト含）	1
各障害者手帳申請	0
障害支援区分	0
合計	1

(イ) ルート②

【R1年度】

帰住先	釈放直後	2か所目以降
更生保護施設	0	0
自宅、アパート	3	1
養護老人ホーム	0	0
軽費老人ホーム	0	0
救護施設	0	0
精神科病院	0	0
病院（療養型含む）	1	0
その他（依頼取り下げ）	1	0
合計	5	1

【R2年度】

帰住先	釈放直後	2か所目以降
更生保護施設	1	0
自宅、アパート	1	0
養護老人ホーム	0	0
軽費老人ホーム	0	0
救護施設	0	0
精神科病院	0	0
病院（療養型含む）	0	1
その他（依頼取り下げ）	0	1
合計	2	2

【R1年度】

利用調整した福祉サービス等	件数
施設入所	0
訪問介護	0
訪問看護	0
通所介護	1
通所リハビリテーション	0
訪問診療	1
配食サービス	1
就労移行・就労支援	0
日常生活自立支援事業	1
その他	1
合計	5

※複数回答有

【R1年度】

連携した関係機関	件数
市町行政	4
地域包括	4
相談支援事業所	0
市町社協	2
生活困窮者相談窓口	0
高齢分野事業所	2
障害分野事業所	0
救護施設	0
検察庁	0
弁護士	0
警察署	0
矯正施設	4
保護観察所	4
更生保護施設	0
医療機関	2
法テラス	0
その他	4
合計	26

【R2年度】

利用調整した福祉サービス等	件数
施設入所	0
訪問介護	0
訪問看護	1
通所介護	1
通所リハビリテーション	0
訪問診療	0
配食サービス	0
就労移行・就労支援	0
日常生活自立支援事業	0
その他	1
合計	3

※複数回答有

【R2年度】

連携した関係機関	件数
市町行政	3
地域包括	2
相談支援事業所	1
市町社協	1
生活困窮者相談窓口	2
高齢分野事業所	1
障害分野事業所	1
救護施設	0
検察庁	0
弁護士	0
警察署	0
矯正施設	3
保護観察所	3
更生保護施設	0
医療機関	3
法テラス	1
その他	2
合計	23

【R1年度】

障害/介護保険申請（支援中）	件数
要介護認定申請（基本チェックリスト含）	2
各障害者手帳申請	0
障害支援区分	0
合計	2

【R2年度】

障害/介護保険申請（支援中）	件数
要介護認定申請（基本チェックリスト含）	2
各障害者手帳申請	0
障害支援区分	0
合計	2

(ウ) ルート③

【R1年度】

帰住先	釈放直後	2か所目以降
更生保護施設	1	0
自宅、アパート	2	1
養護老人ホーム	0	0
軽費老人ホーム	0	0
救護施設	0	0
精神科病院	0	0
病院（療養型含む）	1	0
その他（依頼取り下げ）	1	0
合計	5	1

【R2年度】

帰住先	釈放直後	2か所目以降
更生保護施設	0	0
自宅、アパート	1	0
養護老人ホーム	0	0
軽費老人ホーム	0	0
救護施設	0	0
精神科病院	0	0
病院（療養型含む）	0	0
その他（依頼取り下げ）	0	1
合計	1	1

【R1年度】

利用調整した福祉サービス等	件数
施設入所	0
訪問介護	0
訪問看護	0
通所介護	1
通所リハビリテーション	1
訪問診療	0
配食サービス	0
就労移行・就労支援	0
日常生活自立支援事業	0
その他	1
合計	3

【R2年度】

利用調整した福祉サービス等	件数
施設入所	0
訪問介護	0
訪問看護	0
通所介護	0
通所リハビリテーション	0
訪問診療	0
配食サービス	0
就労移行・就労支援	1
日常生活自立支援事業	0
その他	1
合計	2

※複数回答有

【R1年度】

連携した関係機関	件数
市町行政	2
地域包括	3
相談支援事業所	0
市町社協	1
生活困窮者相談窓口	0
高齢者分野事業所	3
障害分野事業所	0
救護施設	0
検察庁	0
弁護士	0
警察署	0
矯正施設	2
保護観察所	4
保護司	1
更生保護施設	1
医療機関	2
法テラス	1
その他	2
合計	22

【R2年度】

連携した関係機関	件数
市町行政	1
地域包括	0
相談支援事業所	1
市町社協	0
生活困窮者相談窓口	0
高齢者分野事業所	0
障害分野事業所	1
救護施設	0
検察庁	0
弁護士	1
警察署	0
矯正施設	1
保護観察所	1
保護司	0
更生保護施設	0
医療機関	0
法テラス	0
その他	0
合計	6

【R1年度】

障害/介護保険申請（支援中）	件数
要介護認定申請（基本チェックリスト含）	3
各障害者手帳申請	0
障害支援区分	0
合計	3

【R2年度】

障害/介護保険申請（支援中）	件数
要介護認定申請（基本チェックリスト含）	0
各障害者手帳申請	0
障害支援区分	0
合計	0

(2) 効果検証実施結果

① 取組内容①～③

【ルート①：起訴猶予者や執行猶予者等に対する支援】

ア 成果目標の達成状況

- 成果目標のうち帰住先の確保に繋がった者の割合は、検察庁及び弁護士による調整のため依頼が取り下げられたケース(※)を除くと、令和元年度、令和2年度共に100%であった。また、このうち福祉サービス等の利用が必要であると認められたため、当該サービス等の利用に至った者の割合は、令和元年度75%、令和2年度50%であった。(取り下げ分を含めた場合、帰住先の確保に繋がった者の割合は、令和元年度、令和2年度共に80%であった。)

イ 出所後(釈放後)、6か月時点での状況

- 支援対象者のうち施設や自宅等において引き続き生活している者の割合は、依頼が取り下げられたケース(※)と6か月未満のケースを除くと60%であった。また、福祉サービス等の利用を開始した者のうち利用が継続している者の割合は、6か月未満のケースを除くと100%であった。

ウ 有益であった取組等

- 相談受付から釈放日までの期間が概ね3週間未満と短期間であったが、一時的な帰住先として更生保護施設が利用できたことにより、対象者が抱える課題等への対応や以後の福祉サービス等利用に必要な手続き等をスムーズに行うことができた。
- 支援に必要な情報(戸籍、年金、医療情報等)提供や、拘置所での円滑な面接の実施について調整いただいたことにより、アセスメントの充実につながった。また、少年鑑別所が実施した心理検査結果を情報提供いただき、障害特性に応じた支援の留意点等について支援関係者と情報共有することができた。
- 勾留中より福祉事務所と連携を取り役割分担を行うことで、釈放後の入院やアパート退去等の手続きをスムーズに行うことができた。
- 元入所施設からの情報提供により、必要書類再発行手続き及び生活状況や医療情報等のアセスメントをスムーズに進めることができた。

エ 支援に際しての課題等

- 相談受付から釈放日までの期間が短く、関係機関による事前の情報共有、支援方針の検討等に係る時間が十分に確保できなかった。
- 釈放時に本人の体調が著しく悪化していたことから、更生保護施設入所の際に当初予定外の調整が必要となった。
- 身元保証人、緊急連絡先の確保が困難であったため、本人の意向に沿った居住先の選択肢が限られ、調整が難航した。
- 認知症により配慮が必要な状態であったため、更生保護施設での受入に支障が生じた。

【ルート②：特別調整に準じる者に対する支援】

ア 成果目標の達成状況

- 成果目標のうち帰住先の確保に繋がった者の割合は、保護観察所による調整のため依頼が取り下げられたケース及び令和2年11月に支援を開始したケース(※)を除くと、令和元年度、令和2年度共に100%であった。また、このうち福祉サービス等の利用が必要であると認められたため、当該サービス等の利用に至った者の割合は、令和元年度75%、令和2年度50%であった。(取り下げ分等を含めた場合、帰住先の確保に繋がった者の割合は、令和元年度80%、令和2年度66.6%であった。)

イ 出所後(釈放後)、6か月時点での状況

- ・支援対象者のうち施設や自宅等において引き続き生活している者の割合は、依頼が取り下げられたケース等(※)と6か月未満のケースを除くと100%であった。また、福祉サービス等の利用を開始した者のうち利用が継続している者の割合は、6か月未満のケースを除くと100%であった。

ウ 有益であった取組等

- ・保護観察所との連携により、医療機関へ入院後、体調管理や福祉サービス等の利用調整を行い、退院後の在宅生活の安定につながった。
- ・地域包括支援センターとの連携により、必要な医療、福祉サービス等の利用調整や帰住後の継続した見守り支援が可能となった。
- ・入所中に介護認定を受けたことで、事前に必要なサービスの調整が可能となり、出所後の速やかなサービス利用につながった。
- ・帰住希望先の行政機関と事前にケース会議を実施したことにより、情報共有と今後の方針について共通認識が図れた。

エ 支援に際しての課題等

- ・保護観察所の生活環境調整において自宅帰住可能とされたケースにおいても、その後の対象者の心身の状況や自宅の周辺環境等から帰住先として適切でないと判断し、改めて帰住先の調整を行ったケースがあった。
- ・自宅へ帰住後、対象者が関係機関による支援を受け入れないケースが複数見受けられた。
- ・家族間の問題が浮き彫りとなり、本人への支援と合わせて家族への対応が必要となるケースがあった。
- ・本人が求める支援と関係機関が必要と判断する支援内容に差異があり、本人に理解してもらうことが困難なケースがあった。

【ルート③：保護観察期間が終了した者に対する支援】

ア 成果目標の達成状況

- ・成果目標のうち帰住先の確保に繋がった者の割合は、保護観察所により依頼が取り下げられたケース及び刑の執行停止により医療機関へ入院後死亡したケース(※)を除くと、令和元年度、令和2年度共に100%であった。また、このうち福祉サービス等の利用が必要であると認められたため、当該サービス等の利用に至った者の割合についても、令和元年度、令和2年度共に100%であった。(取り下げ分等を含めた場合、帰住先の確保に繋がった者の割合は、令和元年度60%、令和2年度100%であった。)

イ 出所後(釈放後)、6か月時点での状況

- ・支援対象者のうち施設や自宅等において引き続き生活している者の割合は、依頼が取り下げられたケース等(※)と6か月未満のケースを除くと100%であった。また、福祉サービス等の利用を開始した者のうち利用が継続している者の割合は、6か月未満のケースを除くと100%であった。

ウ 有益であった取組等

- ・仮釈放の期間を更生保護施設で過ごすことができたため、関係者間におけるサービス利用に関する情報共有の時間を十分に確保することができた。また、本人の生活能力を含むアセスメント期間の確保が可能となった。
- ・保護観察期間終了前に、保護司、保護観察所、地域包括支援センター、地域生活定着支援センターでケース会議を開催し、支援方針及び支援体制を共有することができた。

エ 支援に際しての課題等

- ・仮釈放にて出所後からの関わりになったため、対象者との関係形成や、定着支援センターの役割や支援の必要性についての十分な理解を得ることが困難なケースがあった。

② 取組内容④

【情報発信：再犯防止に関する普及啓発と民間協力者の活動支援】

ア 目標の達成状況

- ・成果目標に対する問合せ件数の割合は、令和元年度 108%、令和2年度 214%、ポータルサイトの閲覧総数は 14,441 件(令和2年12月31日まで)であった。

イ ポータルサイトにおける掲載情報等

- ・関係機関・団体、支援対象者やその家族及び一般県民に対する情報提供として、再犯防止に係る周知・啓発情報や取組事例、団体紹介、各関係機関連絡先、研修案内等を掲載し、随時更新を行った。

ウ 周知方法及び利用状況

- ・ポータルサイト開設時における掲載情報の提供や開設後の更新等について情報共有を行った。また、ポータルサイトの開設にあたり、普及啓発用としてポスターを 100 枚、チラシを 1,000 枚作成し、関係各機関及び団体等に送付し周知を図った。
- ・サイト開設日の令和2年3月31日から同年12月31日までの閲覧状況について、「トップページ」への訪問件数は 2,944 件であった。その下の階層に位置付けられる各ページへの訪問件数は、「取組事例」が 871 件と最も多く、次に「団体紹介」が 807 件、「連絡先一覧」が 749 件、「再犯防止推進サイトについて」が 414 件、「社会を明るくする運動山口県推進委員会の取組」が 313 件と続いている。

8 事業実施における参考事項

○各ルートにおける支援に関する考察

ア【ルート①】 検察段階での起訴猶予者や執行猶予者等への支援について

- ・限られた調整期間の中で複合的な課題を抱えている対象者の特性を的確に見極め、必要な福祉サービス等につなぐためには、支援する職員の専門性が求められることから、研修受講や実務経験の蓄積によるスキルアップ、職員へのバックアップ体制が必要である。
- ・支援者が福祉サービス等につなぐことが必要と感じても、対象者自身が福祉サービス等の利用を望んでいない場合もあり、関係者による事前協議や調整の各段階における、本人に対する動機付けが重要である。
- ・勾留中に本人に面談できる回数が限られていることや、拘留先施設における医療情報が限られていることから、検察庁及び拘留先施設との緊密な情報共有が重要である。

イ【ルート②】 特別調整に準じる者への支援について

- ・入所前に周囲から孤立した生活を送っていたケースが多くみられた。自宅帰住にあたっては、地域における複数の関係機関と連携しながら、インフォーマルな支援も含めた必要な調整を行っていく必要がある。
- ・福祉サービス等の調整にあたっては、地域の関係機関（行政担当課及び福祉サービス事業所等）の理解と協力が不可欠であるが、罪を犯した対象者に対して十分な理解が得られているとは言えない状況も見受けられた。研修会や勉強会の開催

等、地域のネットワーク構築に向けて継続した取組が必要である。また、市町再犯防止推進計画書の策定に伴い、再犯防止推進法等の周知、啓発を進めて行く必要がある。

ウ【ルート③】保護観察期間が終了した者への支援について

- ・保護観察期間終了後は本人が支援者の関わりを拒むケースが見られた。保護観察期間終了前の早い段階から本人に関わる中で、信頼関係の構築に努めるとともに、保護観察所及び担当保護司、更生保護サポートセンター、地域の関係機関等と協議の上、保護観察期間終了後における各関係機関の役割分担を整理していく必要がある。

支援者分析事例

支援の種類【令和元年度依頼受付から令和2年12月末現在までの支援状況】

(ア)ルート①

【R1年度】

	面談(釈放前)	訪問(同行)支援	電話連絡	ケース会議等	その他	合計
R1-1-1	5	10	64	6	0	85
R1-1-2	3	0	20	3	2	28
R1-1-3	3	5	53	4	1	66
R1-1-4	1	21	67	3	0	92
R1-1-5※	0	0	3	0	0	3
平均回数	3	9	51	4	0.75	67.75

※ R1-1-5 は依頼取り下げ

【R2年度】

	面談(釈放前)	訪問(同行)支援	電話連絡	ケース会議等	その他	合計
R1-2-1	1	23	74	2	6	106
R1-2-2	1	0	13	0	1	15
R1-2-3	1	12	18	0	1	32
R1-2-4	1	3	32	0	0	36
R1-2-5※	0	0	2	0	0	2
平均回数	1	9.5	34.25	0.5	2	47.25

※ R1-2-5 は依頼取り下げ

■初回面談から支援終了までの期間

【R1年度】

期間	件数
1か月未満	1
1か月以上2か月未満	0
2か月以上3か月未満	0
3か月以上4か月未満	0
4か月以上5か月未満	0
5か月以上6か月未満	1
6か月以上	2
支援継続中	0
その他(依頼取り下げ)	1
合計	5

【R2年度】

期間	件数
1か月未満	1
1か月以上2か月未満	0
2か月以上3か月未満	0
3か月以上4か月未満	0
4か月以上5か月未満	0
5か月以上6か月未満	1
6か月以上	0
支援継続中	2
その他(依頼取り下げ)	1
合計	5

(イ)ルート②

【R1年度】

	面談(釈放前)	訪問(同行)支援	電話連絡	ケース会議等	その他	合計
R2-1-1	2	1	40	3	1	47
R2-1-2	5	3	13	1	2	24
R2-1-3	2	2	6	2	0	12
R2-1-4	5	10	55	8	0	78
R2-1-5※	0	0	0	1	1	2
平均回数	3.5	4	28.5	3.5	0.75	40.25

※R2-1-5は依頼取り下げ

【R2年度】

	面談(釈放前)	訪問(同行)支援	電話連絡	ケース会議等	その他	合計
R2-2-1	3	5	20	1	0	9
R2-2-2	3	10	101	1	1	116
R2-2-3	4	6	99	1	9	119
平均回数	3.33	7	73.33	1	3.33	88

■初回面談から支援終了までの期間

【R1年度】

期間	件数
1か月未満	0
1か月以上2か月未満	0
2か月以上3か月未満	0
3か月以上4か月未満	0
4か月以上5か月未満	0
5か月以上6か月未満	0
6か月以上	3
支援継続中	1
その他(依頼取り下げ)	1
合計	5

【R2年度】

期間	件数
1か月未満	0
1か月以上2か月未満	0
2か月以上3か月未満	1
3か月以上4か月未満	0
4か月以上5か月未満	0
5か月以上6か月未満	0
6か月以上	0
支援継続中	2
その他(依頼取り下げ)	0
合計	3

(ウ)ルート③

【R1年度】

	面談(釈放前)	訪問(同行)支援	電話連絡	ケース会議等	その他	合計
R3-1-1	1	3	15	1	0	20
R3-1-2	0	3	46	2	0	51
R3-1-3	0	0	3	2	0	5
R3-1-4	2	20	41	3	1	67
R3-1-5※	0	1	10	0	0	11
平均回数	0.75	6.5	26.25	2	0.25	35.75

※R3-1-5は依頼取り下げ

【R2年度】

	面談(釈放前)	訪問(同行)支援	電話連絡	ケース会議等	その他	合計
R3-2-1	1	9	34	1	0	45
平均回数	1	9	34	1	0	45

■初回面談から支援終了までの期間

【R1年度】

期間	件数
1か月未満	0
1か月以上2か月未満	0
2か月以上3か月未満	1
3か月以上4か月未満	0
4か月以上5か月未満	0
5か月以上6か月未満	0
6か月以上	1
支援継続中	1
その他(依頼取り下げ、刑の執行停止)	2
合計	5

【R2年度】

期間	件数
1か月未満	0
1か月以上2か月未満	1
2か月以上3か月未満	0
3か月以上4か月未満	0
4か月以上5か月未満	0
5か月以上6か月未満	0
6か月以上	0
支援継続中	0
その他(依頼取り下げ、刑の執行停止)	0
合計	1

ウ 支援の状況【令和元年度依頼受付から令和2年12月末現在までの支援状況】

(ア) ルート①

【R1年度】

	帰住先 確保	福祉サー ビス等利 用の有無	出所(釈放)後6か月時点の状況		備考
			①再犯 の有無	②定着状況等	
R1-1-1	○	○	無	養護老人ホーム入所中	
R1-1-2	○		不明	不明	更生保護施設退所
R1-1-3	○	○	無	医療機関入院中	
R1-1-4	○	○	無	軽費老人ホーム入所中	
R1-1-5※	—	—	—	—	—

※R1-1-5は依頼取り下げ

【R2年度】

	帰住先 確保	福祉サー ビス等利 用の有無	出所(釈放)後6か月時点の状況		備考
			①再犯 の有無	②定着状況等	
R1-2-1	○		不明	不明	更生保護施設退所
R1-2-2	○	○	無	6か月未満	実家へ帰住
R1-2-3	○	○	無	6か月未満	更生保護施設入所 中
R1-2-4	○		無	6か月未満	更生保護施設入所 中
R1-2-5※	—	—	—	—	—

※R1-2-5は依頼取り下げ

(イ) ルート②

【R1年度】

	帰住先 確保	福祉サー ビス等利 用の有無	出所(釈放)後6か月時点の状況		備考
			①再犯 の有無	②定着状況等	
R2-1-1	○	○	無	自宅へ帰住 訪問診療利用中	
R2-1-2	○		無	自宅へ帰住	
R2-1-3	○	○	無	自宅へ帰住 地域包括による見守り 等支援	
R2-1-4	○	○	無	自宅へ帰住 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事 業)、デイサービス、配 食サービス利用中	
R2-1-5※	—	—	—	—	—

※R2-1-5は依頼取り下げ

【R2年度】

	帰住先 確保	福祉サー ビス等利 用の有無	出所(釈放)後6か月時点の状況		備考
			①再犯 の有無	②定着状況等	
R2-2-1	○	○	無	6か月未満	デイサービス、訪 問看護利用中
R2-2-2		○	無	6か月未満	医療機関受診同 行、帰住先調整中
R2-2-3	○		無	6か月未満	更生保護施設退所

(ウ)ルート③

【R1年度】

	帰住先 確保	福祉サー ビス等利 用の有無	出所(釈放)後6か月時点の状況		備考
			①再犯 の有無	②定着状況等	
R3-1-1	○	○	無	自宅へ帰住 デイサービス利用中	
R3-1-2	○	○	無	自宅へ帰住 緊急通報システム設置・ 通所リハビリ利用中	
R3-1-3	—	—	—	—	医療機関入院後死 亡
R3-1-4	○	○	無	自宅へ帰住 医療機関受診継続中	
R3-1-5※	—	—	—	—	—

※R3-1-5は依頼取り下げ

【R2年度】

	帰住先 確保	福祉サー ビス等利 用の有無	出所(釈放)後6か月時点の状況		備考
			①再犯 の有無	②定着状況等	
R3-2-1	○	○	不明	6か月未満	自宅へ帰住